

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」を創設**しました。

助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

[その他要件]

- ・ 出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的・経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること
- ・ 出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと などの要件があります。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成対象となる経費

- 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、
出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費が助成対象となります。
- 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、
1月1日以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

	出向元	出向先
助成額（※）	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額	各5万円／1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

出向計画届提出・要件の確認※2

※2 **出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

出向の実施

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が共同事業主として支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**が行います）

支給申請※3・助成金受給※4

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
産業雇用安定助成金	実質負担	産業雇用安定助成金	実質負担
9/10	1/10	9/10	1/10
3,240円	360円	7,560円	840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 (出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
雇用調整助成金	実質負担		実質負担
2/3	1/3		10/10
2,400円	1,200円		8,400円

お問い合わせ先

愛媛労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター

松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階 ☎089-987-6370（月～金曜日）8:30～17:15

※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております。

※助成金の相談・申請先は上記の助成金センターとなります。

※（公財）産業雇用安定センターでは出向の仕組みや、契約等に関する相談を承っておりますのでご注意ください。

※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもございますので、

詳しくは「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。（<https://www.mhlw.go.jp/content/000734455.pdf>）